

鹿児島県医療的ケア児等受入促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、在宅の医療的ケア児や重症心身障害児（以下「医療的ケア児等」という。）を介護する家族の負担軽減や、在宅サービスの充実を図るため、予算の定めるところにより短期入所事業所等の設置者に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、用語の定義は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1)「医療的ケア児」とは、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）第14条第1項で規定される医療的ケア児（18歳に達し、又は高等学校等を卒業したことにより医療的ケア児でなくなった後も医療的ケアを受ける者のうち引き続き雇用又は障害福祉サービスの利用に係る相談支援を必要とする者を含む。）をいう。
- (2)「重症心身障害児」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項で規定される重症心身障害児をいう。
- (3)「短期入所事業所等」とは、以下のサービスを提供する事業所をいう。
 - ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下、「障害者総合支援法」という。）第5条第7項に規定される生活介護及び同条第8項に規定される短期入所
 - イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定される児童発達支援及び同条第3項に規定される放課後等デイサービス

(補助対象事業)

第3条 この補助金の対象となる事業は、県内の短期入所事業所等の設置者（当該事業所を新たに設置しようとする者を含む。）が実施主体となり、医療的ケア児等の新たな受入又は受入定員の拡大を目的として、これに必要な設備整備、備品購入を行う事業とする。ただし、既存の補助制度で対象とされている事業は対象外とする。

(補助対象経費及び補助率)

第4条 この補助金の交付の対象となる経費、補助基準額及び補助率は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助基準額	補助率
(1) 設備整備費 医療的ケア児等の新たな受入又は受入定員の拡大に必要な設備整備に要する費用（設備の設置工事や小規模な改修工事を含み、工事事務費は除く）	1事業所あたり 2,000千円	1/2 以内
(2) 備品等購入費 医療的ケア児等の新たな受入又は受入定員の拡大に必要な備品等購入に要する費用（主として建物内で使用する備品等に限り、その設置費用を含む）		
ア テレビ、事務机、職員の業務効率化のためのパソコンなど、医療的ケア児等の支援に直接関係しない備品等は対象外とする		
イ 送迎用自動車は対象外とする		

(交付額の算定方法)

第5条 補助金の交付額は、前条に掲げる補助基準額と、補助対象経費欄に定める対象経費の合計額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、補助率欄

に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、算出した額に千円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第3条の補助金交付申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記第1-1号様式）
- (2) 収支予算書（別記第1-2号様式）
- (3) 補助事業に工事の施工に係るものを含むときは、その実施設計書又はこれに代わる書類
- (4) 見積書の写し
- (5) 県税について未納がないことの証明書
- (6) その他知事が必要と認める書類

3 補助金等交付申請書の提出期限は、知事が指定する日とする。

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第5条第1項の規定による条件は、次に定めるとおりとする。

- (1) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、別記第9号様式により知事に申請し、承認を受けること。
- (2) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (3) 補助事業者等は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならない。
- (4) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の財産（以下「財産」という。）は、知事の承認を受けずに、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保の用に供し、又は廃棄してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではない。
- (5) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合（仕入れ控除税額が0円の場合を含む。）には、別記第10号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。
なお、当該補助金に係る仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。
- (8) その他、規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(決定の通知)

第8条 規則第6条の規定による補助金等の交付の決定の通知は、補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により行うものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第9条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、次に定めるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の項目毎の配分が20%を超える増減
- (2) 補助事業の内容等の変更で対象となる設備又は備品に係る変更（工事の施工を伴うものについては、実施箇所、構造、規模及び工法等に係る変更を含む）
- (3) その他知事が必要と認める場合

2 規則第7条第1項の補助金変更申請書は別記第3号様式によるものとし、同項の規定により当該申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 変更後の事業計画書（別記第1-1号様式）
- (2) 変更後の収支予算書（別記第1-2号様式）
- (3) 変更後の実施設計書又はこれに代わる書類（工事の施工に係る変更を含むとき）
- (4) その他知事が必要と認める書類

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、変更承認のみを行う場合は変更承認通知書（別記第4号様式）により、変更承認に併せて変更交付決定を行う場合は変更交付決定通知書（別記第5号様式）により行うものとする。

(申請の取下げ)

第10条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日までとする。

(実績報告)

第11条 規則第13条の補助事業実績報告書は、別記第6号様式によるものとする。

2 規則第13条の規定により補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実績書（別記第6-1号様式）
- (2) 収支決算書（別記第6-2号様式）
- (3) 完成写真
- (4) 検査調書の写し
- (5) 納品書の写し
- (6) 領収書又は請求書の写し
- (7) 財産管理台帳の写し
- (8) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の補助事業等実績報告書の提出期限は、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い期日とする。

(補助金の額の確定通知)

第12条 規則第14条の規定による補助金等の額の確定の通知は、補助金交付確定通知書（別記第7号様式）により行うものとする。

(補助金の交付)

第13条 規則第16条第1項の補助金等交付請求書は別記第8号様式のとおりとする。

2 この補助金は、精算払の方法により交付する。

(書類の提出部数等)

第14条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は1部とし、その様式及び提出期限は、この要綱の本則に定めのあるもののほか、別に知事が定めるところによる。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和6年7月19日から施行する。

別記

第1号様式（第6条関係）

第 年 月 日

鹿児島県知事

殿

所在地
事業者名
代表者

（元号） 年度鹿児島県医療的ケア児等受入促進事業費補助金交付申請書

（元号） 年において鹿児島県医療的ケア児等受入促進事業費補助金事業を実施したいので、鹿児島県補助金等交付規則第3条及び鹿児島県医療的ケア児等受入促進事業費補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 添付書類
 - （1）事業計画書（第1-1号様式）
 - （2）収支予算書（第1-2号様式）
 - （3）工事実施設計書又はこれに代わる書類（工事の施工に係るものを含むとき）
 - （4）見積書の写し
 - （5）県税について未納がないことの証明書
 - （6）その他参考資料

事業計画書

事業者名	
------	--

1 事業所の概要 (※)

事業所名	
障害福祉サービス等の種別	
事業所番号	
事業所所在地	〒 鹿児島県
電話番号	
メールアドレス	
開設年月日	
看護師配置	【常勤】看護師 名, 准看護師 名 【非常勤】看護師 名, 准看護師 名
特定行為業務従事者	第1号: 名 第2号: 名 (行為の種類を記載) 第3号: 名 (行為の種類を記載)
その他	

※新規開設の場合は予定(指定申請中の内容等)を記入すること。また、障害福祉サービス等の種別が複数ある場合は医療的ケア児を受け入れる(予定の)種別を記載すること。

2 事業の内容（医療的ケア児等支援に係る受入状況及び補助事業後の見込数）

概 要	
現在の受入定員	(人)
前年度受入数	(人・日)
補助事業後受入定員	(人)
補助事業後受入見込	(人・日)

3 所要額調書

対象経費の支出予定額 A	
寄付金その他の収入額 B	
差 引 額 $C = A - B$	
補 助 基 準 額 D	2,000,000円
補助基本額(C、Dを比較していずれか少ない額) E	
補 助 所 要 額 $F = E / 2$	
摘 要	

設備整備等の計画内訳

設備整備費及び備品購入費の内容	規格等	単価(円) ①	数量 ②	金額(円) ①×②	設置箇所	導入完了 予定年月日	用途及び必要とする理由
				0			
				0			
計				0			

※整備する設備や備品の種類毎に記載し、必要に応じて行を追加すること。

※設備及び備品の設置費用は対象。工事事務費は対象外。

※別途添付する見積書等と照合可能にすること。

収支予算書

1 収入

（単位：円）

項目	予算額	備考
県補助金(※)		
寄附金その他の収入		
自己負担額		
計	-	

※鹿児島県医療的ケア児等受入促進事業費補助金の申請額を記入すること。

2 支出

（単位：円）

項目	予算額	備考
設備整備費		
備品購入費		
計	-	

第2号様式（第8条関係）

第 年 月 号
年 月 日

（補助対象事業者 代表者） 殿

鹿児島県知事



（元号） 年度鹿児島県医療的ケア児等受入促進事業費補助金交付決定通知書

（元号） 年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度鹿児島県医療的ケア児等受入促進事業費補助金については、鹿児島県補助金等交付規則第4条の規定により下記のとおり交付することに決定しました。

記

1 補助金の額 金 円

2 交付の条件

鹿児島県知事 殿

所在地
事業者名
代表者

（元号） 年度鹿児島県医療的ケア児等受入促進事業費補助金変更申請書

（元号） 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度鹿児島県医療的ケア児等受入促進事業費補助金に係る事業を次のとおり変更したいので、鹿児島県補助金等交付規則第7条及び鹿児島県医療的ケア児等受入促進事業費補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額

変更交付申請額	金	円
交付決定を受けた額	金	円
差引増減額	金	円

2 計画変更の内容

3 計画変更の理由

4 添付書類

- （1）変更後の事業計画書（第1-1号様式）
- （2）変更後の収支予算書（第1-2号様式）
- （3）変更後の工事実施設計書又はこれに代わる書類（工事の施工に係る変更を含むとき）
- （4）その他参考資料

第4号様式（第9条関係）

第 年 月 日
第 年 月 日

（補助対象事業者 代表者） 殿

鹿児島県知事



（元号） 年度鹿児島県医療的ケア児等受入促進事業費補助金変更承認通知書

（元号） 年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度鹿児島県医療的ケア児等受入促進事業費補助金に係る事業の変更については、鹿児島県補助金等交付規則第7条の規定により承認します。

第5号様式（第9条関係）

第 年 月 日
年 月 日

（補助対象事業者 代表者） 殿

鹿児島県知事



（元号） 年度鹿児島県医療的ケア児等受入促進事業費補助金変更交付
決定通知書

（元号） 年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度鹿児島県医療的
ケア児等受入促進事業費補助金に係る事業の変更については、鹿児島県補助金等交付
規則第7条の規定により承認し、下記のとおり変更決定します。

記

- 1 補助金の額 金 円
- 2 交付の条件

第6号様式（第11条関係）

第 年 月 日
第 号

鹿児島県知事 殿

所在地
事業者名
代表者

（元号） 年度鹿児島県医療的ケア児等受入促進事業費補助金実績報告書

（元号） 年 月 日付け 第 号の（変更）交付決定通知に基づき 年度鹿児島県医療的ケア児等受入促進事業費補助金に係る事業を実施したので、鹿児島県補助金等交付規則第13条及び鹿児島県医療的ケア児等受入促進事業費補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

記

1 補助金の額 金 円

2 添付書類

- （1）事業実績書（第6-1号様式）
- （2）収支決算書（第6-2号様式）
- （3）完成写真
- （4）検査調書の写し
- （5）納品書の写し
- （6）領収書又は請求書の写し
- （7）財産管理台帳の写し
- （8）その他参考資料

事業実績書

事業 者 名	
--------	--

1 事業所の概要 (※)

事 業 所 名	
障害福祉サービス等の種別	
事業所番号	
事業所所在地	〒 鹿児島県
電 話 番 号	
メールアドレス	
開 設 年 月 日	
看 護 師 配 置	【常勤】看護師 名, 准看護師 名 【非常勤】看護師 名, 准看護師 名
特定行為業務従事者	第1号: 名 第2号: 名 (行為の種類を記載) 第3号: 名 (行為の種類を記載)
そ の 他	

※新規開設の場合は予定(指定申請中の内容等)を記入すること。また、障害福祉サービス等の種別が複数ある場合は医療的ケア児を受け入れる(予定の)種別を記載すること。

2 事業の内容（医療的ケア児等支援に係る受入状況及び補助事業後の見込数）

概 要	
補助事業前受入定員	(人)
前年度受入数	(人・日)
補助事業後受入定員	(人)
補助事業後受入見込	(人・日)

3 所要額調書

対象経費の支出予定額 A	
寄付金その他の収入額 B	
差 引 額 $C = A - B$	
補 助 基 準 額 D	2,000,000円
補助基本額(C、Dを比較していずれか少ない額) E	
補 助 所 要 額 $F = E / 2$	
摘 要	

第6-1号様式(第11条関係)別紙

施設整備等の実績内訳

設備整備費及び備品購入費の内容	規格等	単価(円) ①	数量 ②	金額(円) ①×②	導入完了 年月日	用途及び必要とする理由
				0		
				0		
計				0		

※整備する設備や備品の種類毎に記載し、必要に応じて行を追加すること。

※設備及び備品の設置費用は対象。工事事務費は対象外。

※別途添付する領収書等と照合可能にすること。

収支決算書

1 収入

（単位：円）

項目	決算額	備考
県補助金(※)		
寄附金その他の収入		
自己負担額		
計	-	

※鹿児島県医療的ケア児等受入促進事業費補助金の実績額を記入すること。

2 支出

（単位：円）

項目	決算額	備考
設備整備費		
備品購入費		
計	-	

第7号様式（第12条関係）

第 年 月 日
年 月 日

（補助対象事業者 代表者） 殿

鹿児島県知事



（元号） 年度鹿児島県医療的ケア児等受入促進事業費補助金交付確定
通知書

（元号） 年 月 日付け 第 号で実績報告のあった 年度鹿児島県医療的ケア児等受入促進事業費補助金については、鹿児島県補助金等交付規則第14条の規定により、下記のとおり確定しました。

記

交付確定額 金 円

鹿児島県知事 殿

所在地
事業者名
代表者

（元号） 年度鹿児島県医療的ケア児等受入促進事業費補助金交付請求書

（元号） 年 月 日付け 第 号の交付確定通知書に基づく 年度鹿児島県医療的ケア児等受入促進事業費補助金を交付くださるよう、鹿児島県補助金等交付規則第16条の規定により下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

総 額	
前回までの交付額	
今回請求額	
未請求額	

<振込先口座>

金融機関名	
本・支店名	
種 別	普通 ・ 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

鹿児島県知事 殿

所在地
事業者名
代表者

（元号）年度鹿児島県医療的ケア児等受入促進事業費補助金事業中止
（廃止）承認申請書

（元号）年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度鹿児島県医療的ケア児等受入促進事業費補助金に係る事業を次のとおり中止（廃止）したいので、鹿児島県補助金等交付規則第11条及び鹿児島県医療的ケア児等受入促進事業費補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

記

- 1 中止（廃止）の内容
- 2 中止（廃止）の理由
- 3 補助金既交付確定額 金 円

第 10 号様式（第 7 条関係）

第 年 月 日 号

鹿児島県知事 殿

所在地
事業者名
代表者

（元号） 年度消費税等仕入れ控除税額報告書

（元号） 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度鹿児島県医療的ケア児等受入促進事業費補助金について，鹿児島県医療的ケア児等受入促進事業費補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき，下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|--|---|---|
| 1 鹿児島県補助金等交付規則第 14 条の規定に基づく確定額 | 金 | 円 |
| 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額 | 金 | 円 |

注：別添 その他参考となる資料

- ・消費税確定申告書の写し
- ・付表 2 - 3 又は付表 2 - 1， 2 - 2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表
- ・ 2 の金額の積算の内訳 等